

— 令和3年度 —

労働講座のご案内

参加費
無料

日時：令和3年12月21日(火)13:30～16:30

場所：豊田商工会議所 2階 多目的ホール

第1部

改正育児・介護休業法のポイント等について

2022年4月から段階的に施行される「改正育児・介護休業法」では、育児休業制度の新たな枠組みの創設や、制度周知の義務化など、様々な対応が企業に求められることとなります。

そこで、就業規則を見直すに当たり、「改正育児・介護休業法」のポイントを解説します。

- ◇ 育休を取得しやすい雇用環境整備
- ◇ 育休対象となる労働者への周知・意向確認
- ◇ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ◇ 育児休業の分割取得
- ◇ 産後パパ育休の創設
- ◇ 育休取得状況の公表の義務化

講師：愛知労働局 雇用環境・均等部指導課
雇用均等指導員 松本 由未子 氏

第2部

コロナ禍における労務管理のポイント

新型コロナウイルス感染症が長期化する影響で、解雇・雇止めやパワハラなどの労務トラブルのリスクが増えています。労務トラブルに正しく対応していくためには、正しい知識を備えることが重要です。

そこで、労務トラブルに備えるために押さえておくべきポイントを解説します。

- ◇ 中小企業の感染症対策と安全配慮義務
- ◇ 解雇・雇止め
- ◇ コロナ禍における職場のハラスメント
- ◇ 労働条件の変更
- ◇ 休業手当・賃金の支払いについて
- ◇ 労災 等



講師：よつば労務管理事務所 所長
特定社会保険労務士 永谷 律子 氏

詳細

[募集対象] 中小企業の労使関係者(事業主、労務担当者、労働組合、勤労者等)

[募集人数] 定員40名(先着順)

[申込期限] 12月15日(水)※定員に達し次第締め切らせていただきます。

[申込方法] 裏面の参加申込書によりFAXでお申し込みください。

愛知県・豊田市・豊田商工会議所共催

会場へのアクセス

豊田商工会議所
豊田市小坂本町1-25

愛知環状鉄道「新豊田」駅から徒歩5分
名鉄三河線 「豊田市」駅から徒歩8分



駐車場には限りがあります。
公共交通機関の利用や乗り合わせにご協力ください。

新型コロナウイルス感染症防止対策について

- 発熱等の症状がある方は参加をお控えください。
- マスクの着用、会場受付での検温と手指の消毒に御協力をお願いします。
- ソーシャルディスタンスの観点から、参加者と講師、参加者間の距離を十分確保した配置にします。
- 感染症拡大状況により、開催を中止する場合には申込書記載の連絡先(メールアドレスなど)にご連絡させていただきます。
- 窓を定期的に開放し、換気を行います。そのため、防寒のご用意をお願いします。

参加申込書

事業所名 ・団体名			
所在地	(〒 -)		
電話番号	() -		
受講者	所属・役職	氏名	メールアドレス
			_____ @ _____
			_____ @ _____

送付先:FAX 0565-32-6470

1

- ※ 1事業所あたり2名様までとさせていただきます。
- ※ ご記入頂いた個人情報は、本講座の運営、県主催セミナー等のご案内以外に利用することはありません。
- ※ 定員に達し次第締め切らせていただきます。
- ※ 定員を超え、ご参加いただけない場合のみご連絡します。参加票は発行しませんので、連絡がなければ直接会場にお越しください
- ※ お申し込みいただいた後、ご都合がつかなくなった場合、当日までにご連絡ください。

■問い合わせ先

愛知県西三河県民事務所 産業労働課 豊田加茂産業労働・山村振興グループ
〒471-8503 豊田市元城町4-45
TEL:0565-32-7498 e-mail: nishimikawa@pref.aichi.lg.jp